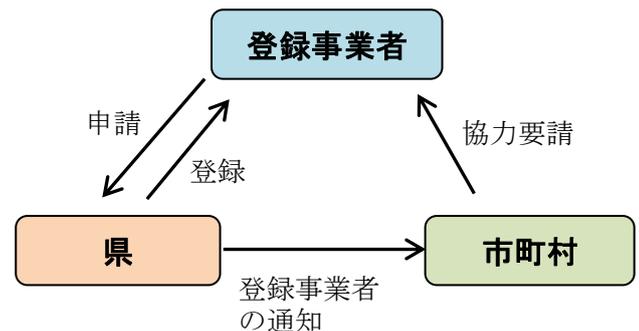


## 廃棄物再生事業者登録事務の手引き

### 1 廃棄物再生事業者登録制度について

#### 【 制度の概要・目的 】

廃棄物の再生を業として営んでいる優良な事業者を登録することにより、再生事業者の育成を図るとともに、登録を受けた事業者に対して市町村が協力を求める体制を整備することにより、廃棄物の減量・再生利用を促進することを目的として、平成3年の廃棄物処理法改正時に設けられた制度です。



#### 【 登録の対象となる事業所 】

- ① 古紙の圧縮・梱包
- ② 金属くず（空き缶等）の選別・加工
- ③ 空き瓶の選別
- ④ 古繊維の裁断

等を行う県内に所在する事業所が登録の対象となります。

事業所単位の登録であり、1事業所で複数の種類の廃棄物の再生を行う場合でも1登録となります。

廃棄物の収集・運搬のみを業とする事業所、有価物のみを取り扱う事業所等は登録の対象とはなりません。

#### 【 登録のメリット 】

「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することができます。

#### 【 廃棄物処理法許可との関係 】

一般（産業）廃棄物処分業許可が必要とされる事業の内容又は一般（産業）廃棄物処理施設設置許可が必要とされる処理能力を有する施設を設置する場合は、必要な許可を取得した上で登録申請を行ってください。

登録は、再生の事業を行うにあたり、必ず必要なものではありません。登録を受けなくても、事業を行うことは可能です。

(再生を行う廃棄物の種類と必要とされる廃棄物処理法許可)

廃棄物の種類		処分業の許可	施設の設置許可	
古紙		不要 (他の品目を含む場合は必要)	(一般廃棄物)	(産業廃棄物)
金属くず			(焼却以外) 処理能力5t/ 日以上のもの は必要	不要
空き瓶				(破碎) 処理能力5t/日を超えるものは必要
古繊維				
その他	廃プラスチック	必要		
	木くず			
	その他			

2	登録基準
---	------

**1. 施設に関する基準** <>内数字は8. 参考法令・通知の番号に対応

共通基準	<p>①廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁、囲い又はネット等により廃棄物の飛散防止措置がとられていること。</li> <li>・排水路、側溝等を設けることにより廃棄物又は廃棄物由来の汚水等の流出防止措置がとられていること。</li> <li>・敷地の全部又は一部をコンクリート又はアスファルト舗装するなどして廃棄物の地下浸透防止措置がとられていること。</li> <li>・密閉施設、脱臭装置等により、悪臭発散防止措置がとられていること。</li> </ul> <p>②廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。</p>
------	--

廃棄物の種類別基準 <sup>※4</sup>	古紙	<p><b>古紙の再生に適する梱包施設</b>          梱包施設：選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設</p>
	金属くず	<p><b>金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設</b>          選別施設：磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設          加工施設：再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等</p>
	空き瓶	<p><b>空き瓶の再生に適する選別施設</b>          選別施設：カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設</p>
	古繊維	<p><b>古繊維の再生に適する裁断施設</b>          裁断施設：選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設</p>
	その他	<p><b>当該廃棄物の再生に適する施設</b></p>

**2. 申請者の能力に関する基準**

- ①事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- ②その他事業を適正に行うことができる者であること。

3	登録申請時の提出書類
---	------------

提出書類	
① 廃棄物再生事業者登録申請書（細則様式第4号）	<input type="checkbox"/>
② 事業計画概要（別記様式第1号）	<input type="checkbox"/>
③ 業務履歴書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
④ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面	
（1）敷地内の平面図及び施設の平面図・立面図	<input type="checkbox"/>
（2）主要設備の平面図・断面図・構造図 ・処理能力が記載された書類は必ず添付させる	<input type="checkbox"/>
⑤ 施設設備の所有権（又は使用権限）を有することを明らかにする書類 ・土地・建物の登記事項証明書の原本、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
⑥ 申請者の能力を明らかにする書面	
（1）申請者が法人の場合	
イ 定款又は寄附行為の写し	<input type="checkbox"/>
ロ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本	<input type="checkbox"/>
ハ 直前3年度間分の貸借対照表及び損益計算書	<input type="checkbox"/>
ニ 直前3年度間分の法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 （税務署長の発行する法人税の納税証明書（その1）の原本）	<input type="checkbox"/>
（2）申請者が個人の場合	
イ 住民票の写しの原本	<input type="checkbox"/>
ロ 直前3年度間分の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 （税務署長の発行する所得税の納税証明書（その1）の原本）	<input type="checkbox"/>
（3）登録を受けようとする事業の内容が、一般（産業）廃棄物処分業の許可を必要とする場合	
イ 一般（産業）廃棄物処分業の許可を有することを証する書類	<input type="checkbox"/>
（4）登録を受けようとする事業を行う施設が、一般（産業）廃棄物処理施設の設置許可を必要とする場合	
イ 一般（産業）廃棄物処理施設設置の許可を有することを証する書類	<input type="checkbox"/>

4	登録に関する相談・申請書提出窓口と申請手数料
---	------------------------

### 1 登録申請に関する相談・申請書提出窓口

登録申請に関する相談及び申請書の提出窓口は、事業場の所在地を管轄する保健所（事業場が仙台市内にある場合は、県庁廃棄物対策課）となります。

（相談・提出窓口）

公所・担当班名	住所	管轄地域
仙南保健所 環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南 129-1 TEL 0224-53-3118 FAX 0224-53-3131	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15 TEL 022-363-5506 FAX 022-367-6930	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18 TEL 0223-22-6295 FAX 0223-24-3525	名取市、岩沼市、亶理町、山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 TEL 0229-87-8002 FAX 0229-22-9449	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 TEL 0225-95-1447 又は 0225-95-1418 FAX 0225-94-8982	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3 TEL 0226-22-5127 FAX 0226-24-4901	気仙沼市、南三陸町
廃棄物対策課 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 TEL 022-211-2648 FAX 022-211-2390	仙台市

### 2 提出部数

廃棄物再生事業者登録申請書及び添付書類は、保健所に提出する場合は正副2部、県庁廃棄物対策課に提出する場合は1部提出してください。（この部数に申請者控えは含みません。）

申請書及び添付書類は、登録を受けたい日の30日前（土日祝日除く）までに提出してください。

### 3 申請手数料

40,000円（宮城県収入証紙を申請書に添えて提出してください。）

### 4 申請書様式の入手方法

1に記載した（相談・提出窓口）で受け取るか、宮城県環境生活部廃棄物対策課ホームページからダウンロードしてください。

廃棄物対策課ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/saisei.html>

5	変更・廃止（休止・再開）の届出
---	-----------------

1 変更届出

登録事項に変更が生じた際は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（細則様式第 16 号）に下記の書類を添えて 30 日以内に届出を行ってください。

提出窓口及び提出部数は 5 ページに記載のとおりです。

変更事項	添付書類	
廃棄物再生事業者の 氏名又は名称 廃棄物再生事業者の 住所 廃棄物再生事業者（法 人）の代表者氏名	（申請者が法人の場合） 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本（発行 から 3 ヶ月以内のもの） 定款又は寄附行為の写し （申請者が個人の場合） 住民票の写しの原本（発行から 3 ヶ月以内のもの）	変更前の登 録証明書の 写し （廃棄物再 生事業者登 録証明書の 記載事項に 変更がある 場合で、書 換を希望す る場合は原 本）
事務所及び事業場の 所在地※①	（事務所移転の場合） （事務所・事業場の住居表示が変わった場合） 当該変更の内容を明らかにする書類	
廃棄物の再生に係る 事業の内容※②	事業計画概要	
事業の用に供する施 設の種類、数量並びに 構造及び設備の概要	（新たな設備を導入する場合） 新たな設備の平面図・立面図・構造図及び当該設備の 所有権（又は使用権限）を有することを明らかにする 書類 （施設図面の変更を伴う場合） 敷地内の平面図及び施設の平面図・立面図 （変更後の施設において一般（産業）廃棄物処分業の 許可又は一般（産業）廃棄物施設設置の許可（変更 許可を含む）が必要な場合） 当該許可を有することを証する書類	

※①：事業場を移転する場合は、変更届出の対象とはなりません（地番変更・住居表示変更等が変更届出の対象となります。）

移転後の事業場においても、登録を受ける場合は、移転後の事業場について、新たに登録申請を受ける必要があります。

※②：再生する廃棄物の種類を追加・削除する場合、再生の方法を変更する場合等で、使用する施設設備の変更を伴う場合は、「事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要」の変更も該当となります。

## 2 廃止・休止・再開届出

以下の(1)から(3)の場合には、30日以内に廃棄物再生事業場廃止（休止・再開）届出書に廃棄物再生事業者登録証明書（(2)(3)の事業を休止又は再開した場合は、廃棄物再生事業者登録証明書の写し）を添えて提出してください。

提出窓口及び提出部数は5ページに記載のとおりです。

- (1) 登録に係る事業を廃止した場合
- (2) 登録に係る事業を概ね3ヶ月以上休止する場合
- (3) 休止した事業を再開する場合

6	登録証明書の再交付
---	-----------

1 登録証明書の再交付手続き

登録証明書をき損・紛失した場合は、登録証明書再交付申請書（別記様式第5号）に必要書類を添付し、提出する事により登録証明書の再交付を受けることができます。

2 添付書類等

再交付申請書には下記書類を添付してください。

- ・履歴事項全部証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）の原本  
（いずれも発行から3ヶ月以内のもの）
- ・紛失の事実を証明するものがあればその書類（盗難届の写し等）

3 提出窓口と提出部数は5ページに記載のとおりです。

7	様式
---	----

1 廃棄物再生事業者登録申請書（細則様式第4号）

<p>様式第4号（第2条関係）</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0;">廃棄物再生事業者登録申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">宮城県知事 殿</p> <p style="margin: 10px 0; padding-left: 150px;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0; padding-left: 150px;">住所</p> <p style="margin: 10px 0; padding-left: 150px;">氏名</p> <p style="margin: 10px 0; padding-left: 150px;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0; padding-left: 150px;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>						
事務所所在地						
事業場所在地						
事業の内容						
事業の用に供する施設	種類	数量	設置場所	処理能力	処理方式	構造及び概要
運搬施設						
経理的基礎に関する資料						
事業開始（予定）年月日		年 月 日				

2 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（細則様式第16号）

様式第16号（第2条関係）

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号	
変更年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更理由		

### 3 廃棄物再生事業場廃止（休止・再開）届出書（細則様式第17号）

様式第17号（第2条関係）

#### 廃棄物再生事業場廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業場を廃止（休止・再開）したので、次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号
廃止（休止・再開）年月日	年 月 日
廃止（休止・再開）事業場	事業場所在地
	事業の内容 （取扱種類）
廃止（休止・再開）理由	
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
（備考）	

4 事業計画概要（別記様式第1号）

別記様式第1号

事業計画概要

再生に係る廃棄物	品目	
	収集先・地域	
	収集方法	
	収集予定量	
再生の方法要領		
再生品の用途等	用途	
	引渡納入先等	



6 廃棄物再生事業者登録証明書再交付証明書（別記様式第5号）

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物再生事業者登録証明書について、下記のとおり再交付を申請します。

登録番号	第 号
再交付を要する事実の発生した時期	年 月 日
再交付を要する事実の発生した理由 (具体的かつ詳細に記入すること。)	

・再交付申請書及び添付書類は原本1部（保健所に提出する場合は正副各1部合計2部）を提出してください。

添付書類

- ① 履歴事項等全部証明書（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）の原本  
(いずれも当該書類提出の日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。)
- ② 紛失した事実を証明するものがあればその書類（盗難届等）
- ③ 登録証明書き損の場合は、き損した登録証明書を添付してください。